

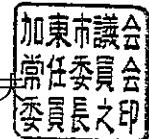
写

平成26年12月3日

加東市議会議長 安田 朗 様

産業厚生常任委員会

委員長 二階一夫



### 委員会審査報告書

平成26年11月27日第56回加東市議会定例会の本会議において付託された議会諮詢第2号及び第3号について審査の結果、平成26年12月3日の委員会において、別紙のとおり答申すべきものと決定したので、加東市議会会議規則第77条の規定により報告します。

議会諮詢第2号「下水道使用料の納入通知に対する異議申立てについて」に  
対する答申（案）

平成26年11月27日付で諮詢のあった地方自治法第229条第4項の規定による諮詢  
に対する本議会の意見は、下記のとおりである。

記

本件に関しては、異議申立人が加東市山国地内に有する学校施設及び職員宿舎を建設し、  
給水装置を設置した際の処分庁（旧社町）の指導の状況が不明である。また、異議申立人か  
らの要望に応じて上下水道料金を事実上減免し、それが相当な長期間に亘って平穏に継続さ  
れ、更に、平成18年3月に加東郡3町が合併して加東市となった際にも継承されている。

以上の事実を鑑みると、処分庁と異議申立人との間において、引き続き異議申し立て内容  
について早期に話し合いの場を持ち、解決に向けた努力をされたい。条例は当然遵守すべき  
であるが、長年の利用実態や近隣市の状況を鑑み、必要に応じて条例改正も含め検討すべき  
である。

以上、答申する。

平成26年12月12日

加東市議會議長 安田 朗

○ 加東市長 安田 正義 様

議会諮詢第3号「下水道使用料の納入通知に対する異議申立てについて」に  
に対する答申（案）

平成26年11月27日付で諮詢のあった地方自治法第229条第4項の規定による諮詢  
に対する本議会の意見は、下記のとおりである。

記

本件に関しては、異議申立人が加東市山国地内に有する学校施設及び職員宿舎を建設し、  
給水装置を設置した際の処分庁（旧社町）の指導の状況が不明である。また、異議申立人か  
らの要望に応じて上下水道料金を事実上減免し、それが相当な長期間に亘って平穏に継続さ  
れ、更に、平成18年3月に加東郡3町が合併して加東市となった際にも継承されている。

○ 以上の事実を鑑みると、処分庁と異議申立人との間において、引き続き異議申し立て内容  
について早期に話し合いの場を持ち、解決に向けた努力をされたい。条例は当然遵守すべき  
であるが、長年の利用実態や近隣市の状況を鑑み、必要に応じて条例改正も含め検討すべき  
である。

以上、答申する。

平成26年12月12日

加東市議會議長 安田 朗

○ 加東市長 安田 正義 様